

石川県公報

平成30年3月30日(金曜日)

号 外

(第39号)

目 次

規 則

○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則
(税務課) 1

訓 令

○石川県税犯則事件事務取扱規程 (税務課) 2

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号二を次のように改める。

ニ 法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予、法第十五条の五第一項の規定による職権による換価の猶予並びに法第十五条の六第一項の規定による申請による換価の猶予に関する事項

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項第一号中「及び総務部次長」を削り、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「県総合事務所総務企画部長及び県総合事務所総務企画部次長」を「(県税事務所長を含む。以下同じ。)及び県総合事務所総務企画部長」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 県総合事務所総務企画部次長(県税に関する事務を担当しない者を除く。)

第五条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

ニ 総務部次長(県税に関する事務を担当しない者を除く。)

第六条中「の各号」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、第五号に掲げるものについては、法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員(次条において「徴税吏員」という。)に限る。

第六条第五号中「にかかる」を「に係る」に改める。

附則第七項第四号を次のように改める。

四 法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予、法第十五条の五第一項の規定による職権による換価の猶予並びに法第十五条の六第一項の規定による申請による換価の猶予に関する事項

附則第八項第四号を次のように改める。

四 法第十五条第一項及び第二項の規定による徴収の猶予、法第十五条の五第一項の規定による職権による換価の猶予並びに法第十五条の六第一項の規定による申請による換価の猶予に関する事項

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第6号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税犯則事件取締事務取扱規程(昭和33年石川県訓令第12号)の全部を改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税犯則事件事務取扱規程

目次

- 第1章 通則(第1条-第4条)
第2章 犯則事件の調査(第5条-第17条)
第3章 犯則事件の処分(第18条-第22条)
第4章 雑則(第23条・第24条)

附則

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)、石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)及び石川県税条例施行規則(昭和33年石川県規則第14号)に規定する県税(地方法人特別税を含む。以下同じ。)に関する犯則事件の調査及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令で使用する用語は、法、令、石川県税条例及び石川県税条例施行規則において使用する用語の例による。

(検税吏員の職責)

第3条 総務部長は、知事の命を受け、県税に関する犯則事件(以下「犯則事件」という。)の調査及び処分に関する事務を統括する。

2 総務部税務課長は、上司の命を受け、所管事務に係る法第1章第16節第1款の規定により行う犯則事件の調査(以下「犯則事件の調査」という。)に関する事務及び同節第2款の規定により行う犯則事件の処分(以下「犯則事件の処分」という。)に関する事務を掌理し、所属検税吏員及び県総合事務所長(県税事務所長を含む。以下同じ。)を指揮監督する。

3 総務部税務課長は、犯則事件の調査及び処分に関する事務の執行状況について、随時文書又は口頭をもって上司に報告するものとする。

4 県総合事務所長は、所管事務に係る犯則事件の調査に関する事務を掌理し、所属検税吏員を指揮監督する。

5 県総合事務所長は、所管事務に係る犯則事件の調査に関する事務の執行状況について、随時文書又は口頭をもって総務部税務課長に報告し、その指揮を受けるものとする。

6 前各項に規定する検税吏員以外の検税吏員は、上司の指揮を受け、その職務上の命令に従い事務に専念しなければならない。

(調査の管轄)

第4条 検税吏員が行うこととされる犯則事件の調査については、事件発見地を所管区域とする県総合事務所(県税事務所を含む。以下同じ。)に勤務する検税吏員が行うものとする。ただし、石川県税条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に規定する事項に関する犯則事件の調査については、総務部税務課に勤務する検税吏員が行うものとする。

2 法第22条の7の規定の適用を受ける場合その他総務部長が必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定により犯則事件の調査を行うこととされた検税吏員(次項において「所管検税吏員」という。)以外の検税吏員が犯則事件の調査を行うことができる。

3 前項の規定により所管検税吏員以外の検税吏員が集取した証拠については、遅滞なく、所管検税吏員に引き継がなければならない。

第2章 犯則事件の調査

（臨検等に係る許可状の請求）

第5条 法第22条の4第4項に規定する許可状の請求は、第1号様式による臨検等に係る許可状請求書によって行うものとする。

2 前項の請求を行う場合には、第2号様式による臨検等に係る許可状請求決議書に必要事項を記載し、総務部税務課長又は県総合事務所長の決裁を受けなければならない。

（郵便物等の差押え）

第6条 法第22条の5第3項の規定による発信人又は受信人に対する通知は、第3号様式による郵便物等差押通知書によって行うものとする。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第7条 法第22条の6第1項の規定による求め（同条第2項の規定により消去しないよう求める期間を延長する場合を含む。）は、第4号様式による電磁的記録保全（期間延長）要請書によって行うものとする。

（領置目録等）

第8条 法第22条の15に規定する領置、差押え又は記録命令付差押えの目録の様式は、第5号様式による。

（領置物件等の保管）

第9条 法第22条の16第1項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件に係る保管証の様式は、第6号様式による。

2 令第6条の22の6第1項の規定による領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の所持者に対する通知は、第7号様式による領置（差押・記録命令付差押）物件保管通知書によって行うものとする。

（領置物件等の公売）

第10条 法第22条の16第2項の規定により領置物件又は差押物件を公売に付した場合には、第8号様式による公売調書を作成するとともに、第9号様式による買受書を買受人から徴しなければならない。

2 法第22条の16第2項の規定による領置物件又は差押物件の公売については、前項に規定するもののほか、石川県税事務取扱規程（昭和32年石川県訓令第6号）第61条の2、第62条第2項及び第63条第1項（第2号を除く。）（これらの規定を同訓令第86条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「徴税吏員」とあるのは、「検税吏員」と読み替えるものとする。

（公売代金の供託）

第11条 令第6条の22の6第5項の規定による公売代金を供託した旨の通知は、第10号様式による領置（差押）物件公売代金供託通知書によって行うものとする。

2 法第22条の16第2項の規定により公売代金を供託する場合及び前項の通知を行う場合には、総務部税務課長又は県総合事務所長の決裁を受けなければならない。

（領置物件等の還付）

第12条 法第22条の17第1項の規定による領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の還付は、第11号様式による領置（差押・記録命令付差押）物件還付通知書によって行うものとし、還付した場合には、第12号様式による領置（差押・記録命令付差押）物件受領書を徴しなければならない。

（移転した上で差し押さえた記録媒体の交付等）

第13条 法第22条の18第1項の規定による記録媒体の交付は第13号様式による記録媒体交付通知書によって、電磁的記録の複写の許可は第14号様式による電磁的記録複写許可通知書によって行うものとする。

（鑑定に係る許可状の請求）

第14条 法第22条の19第4項に規定する許可状の請求は、第15号様式による鑑定に係る許可状請求書によって行うものとする。

2 前項の請求を行う場合には、第16号様式による鑑定に係る許可状請求決議書に必要事項を記載し、総務部税務課長又は県総合事務所長の決裁を受けなければならない。

（搜索証明書）

第15条 法第22条の23の搜索証明書の様式は、第17号様式による。

（調書）

第16条 法第22条の24の規定により作成する調書について、次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

書類の種類	様式
一 質問調書	第18号様式
二 検査調書	第19号様式
三 領置調書	第20号様式
四 臨検調書	第21号様式
五 搜索調書	第22号様式
六 差押調書	第23号様式
七 記録命令付差押調書	第24号様式

(他の地方団体の長への調査の囑託)

第17条 法第22条の25の規定による他の地方団体の長への囑託は、第25号様式による犯則事件調査囑託書によって行うものとする。

2 前項の囑託を行う場合には、総務部税務課長又は県総合事務所長の決裁を受けなければならない。

第3章 犯則事件の処分

(間接地方税以外の地方税に関する犯則事件についての報告)

第18条 検税吏員が間接地方税以外の地方税に関する犯則事件の調査を終えた場合には、その結果を第26号様式による犯則事件報告書によって知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、総務部長が受理するものとし、総務部税務課に勤務する検税吏員にあつては総務部税務課長を経由して、県総合事務所に勤務する検税吏員にあつては県総合事務所長及び総務部税務課長を経由して行うものとする。

(間接地方税に関する犯則事件についての報告)

第19条 法第22条の27の規定による知事への報告は、第26号様式による犯則事件報告書によって行うものとする。

2 前項の報告は、総務部長が受理するものとし、総務部税務課に勤務する検税吏員にあつては総務部税務課長を経由して、県総合事務所に勤務する検税吏員にあつては県総合事務所長及び総務部税務課長を経由して行うものとする。

(間接地方税に関する犯則事件についての通告処分)

第20条 法第22条の28第1項の規定による通告(同条第3項の規定による通告の更正を含む。)は、第27号様式による通告書によって行うものとする。

2 令第6条の22の11第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の受領証の様式は、第28号様式による。

3 第1項の通告を行う場合には、総務部長の決裁を受けなければならない。

(告発)

第21条 法第22条の30第2項に規定する書面による告発は、第29号様式による告発状によって行うものとする。

2 法第22条の30第2項に規定するほか、前項の告発状には、第30号様式による文書目録及び第31号様式による証拠品目録を添付しなければならない。

3 法第22条の30第3項の規定による通知は、第32号様式による領置(差押・記録命令付差押)物件引継通知書によって行うものとする。

4 第1項の告発を行う場合には、第33号様式による告発決議書に必要事項を記載し、総務部長の決裁を受けなければならない。

(犯罪の心証を得ない場合の通知等)

第22条 法第22条の31前段の規定による犯則嫌疑者に対する通知は、第34号様式による通知書によって行うものとする。

2 法第22条の31後段の規定による物件の領置、差押え及び記録命令付差押えの解除の命令は、第35号様式による領置(差押・記録命令付差押)解除通達書によって行うものとする。

3 令第6条の22の12の規定による供託金を受け取るべき事由を証する書面は、第36号様式による供託金受取資格証明書による。

4 前3項に規定する書類を作成する場合には、総務部長の決裁を受けなければならない。

第4章 雑則

(犯則事件経過表等)

第23条 総務部税務課長及び県総合事務所長は、第37号様式による犯則事件経過表を備え、所属検税吏員に必要事項を記載させるとともに、所属徴税吏員に命じて、犯則事件に係る賦課徴収に関する資料に当該犯則事件の調査及び処分の状況を記載させなければならない。

2 総務部税務課長は、第38号様式による犯則事件台帳を備え、所属検税吏員に必要事項を記載させ、犯則事件の調査及び処分の状況を明らかにしなければならない。

（規程施行の細目）

第24条 この訓令に定めるもののほか、犯則事件の調査及び処分の手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後にした行為に係る犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る犯則事件の処分については、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

臨検等に係る許可状請求書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
罪名		地方税法違反
犯則事実の要旨		
臨 検	臨検すべき物件又は場所	
搜 索	搜索すべき身体、物件又は場所	
差 押	差し押さえるべき物件	
	差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であってその電磁的記録を複写すべきものの範囲	
記 録 命 令 付 差 押	記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録	
	電磁的記録を記録させ、又は印刷させるべき者	
夜間執行が必要な場合の事由		
有効期間		
7日を超える有効期間を必要とする場合の事由		

上記のとおり地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の4第5項に規定する許可状の交付を請求します。

年 月 日

裁判所裁判官 様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

㊟

第2号様式（第5条関係）

臨検等に係る許可状請求決議書		整理番号
許可状 請求 年月日	年月日	許可状 交付 年月日
担当検税吏員 所属、職名及び氏名		
犯則 嫌疑者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
許可状を必要とする理由		
臨検	臨検すべき物件又は場所	
搜索	搜索すべき身体、物件又は場所	
差押	差し押さえるべき物件	
	差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であってその電磁的記録を複写すべきものの範囲	
記録命令付差押	記録させ、又は印刷させるべき電磁的記録	
	電磁的記録を記録させ、又は印刷させるべき者	
調査実施計画の概要	1 調査に従事する検税吏員の所属、職名及び氏名 2 調査担当別 3 調査開始日時及び調査期間 4 夜間執行の要否及びその理由 5 その他	

第3号様式(第6条関係)

郵便物等差押通知書

年 月 日

郵便物等発信(受信)人
様石川県検税吏員
石川県徴税吏員

印

あなたが発信(受信)人である郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを次のとおり差し押さえたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の5第3項の規定により通知します。

犯則嫌疑者	
罪名	地方税法違反
種別	郵便物・信書便物・電信についての書類
通信事務を取り扱う者	
発信日付	
発信人	
受信人	

第4号様式(第7条関係)

電磁的記録保全(期間延長)要請書

年 月 日

様

石川県検税吏員
石川県徴税吏員

印

調査のため必要があるので、あなたが業務上記録している電気通信の通信履歴の電磁的記録について、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の6第1項(第2項)の規定により次のとおり消去しないよう求めます。

犯則嫌疑者	
罪名	地方税法違反
消去しないよう求める 電磁的記録	
期間	年 月 日まで

第5号様式（第8条関係）

領置（差押・記録命令付差押）目録					
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所				
	氏名又は名称				
	職業				
	年齢				
実施場所					
実施日時					
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	物件所有者の 住所又は居所、 氏名又は名称	摘要

地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の15の規定によりこの目録を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員
石川県徴税吏員

㊟

領置（差押・記録命令付差押）目録の謄本を受領しました。

年 月 日

謄本受領者
氏名

領置（差押・記録命令付差押）物件との関係

㊟

第6号様式(第9条関係)

領置(差押・記録命令付差押)物件保管証

年 月 日

石川県検税吏員 様

物件保管者

住所又は居所

氏名又は名称

印

領置(差押・記録命令付差押)物件との関係

次の物件を無償で保管します。

犯則嫌疑者					
罪名		地方税法違反			
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	物件所有者の 住所又は居所、 氏名又は名称	摘要

第7号様式（第9条関係）

領置（差押・記録命令付差押）物件保管通知書

年 月 日

物件所有者

様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

印

あなたが所持する物件を次のとおり保管させたので、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の6第1項の規定により通知します。

犯則嫌疑者				
罪名		地方税法違反		
物件保管者				
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	摘要

第8号様式(第10条関係)

公売調書						
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所					
	氏名又は名称					
罪名		地方税法違反				
公売に付した理由						
実施場所						
実施日時						
番号	品名又は名称	数量又は個数	単価 (円)	価格 (円)	買受人の 住所又は居所、 氏名又は名称 及び職業	摘要

上記のとおり公売に付したので、石川県犯則事件事務取扱規程(平成30年石川県訓令第6号)第10条第1項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員



第9号様式(第10条関係)

買受書

年 月 日

石川県知事 様

買受人

住所又は居所

氏名又は名称

職業



次の公売物件を買い受けました。

なお、私は、地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員又は買い受けた公売物件の所有者ではありません。

公売期日		年 月 日		
番号	品名又は名称	数量又は個数	単価(円)	価格(円)

第10号様式(第11条関係)

領置(差押)物件公売代金供託通知書

第 号
年 月 日

様

石 川 県 知 事

印

次のとおり、あなたが利害関係人である物件を公売に付し、その代金を供託したので、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の6第5項の規定により通知します。

犯則嫌疑者	
罪名	地方税法違反
領置(差押)場所	
領置(差押)日時	
公売に付した領置(差押)物件	
物件との関係	
公売に付した理由	
公売実施場所	
公売実施日時	
公売代金	
供託所	

第11号様式（第12条関係）

領置（差押・記録命令付差押）物件還付通知書

年 月 日

様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

㊟

次の物件について留置の必要がなくなったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の17第1項の規定により還付します。

犯則嫌疑者				
罪名		地方税法違反		
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	摘要

第12号様式(第12条関係)

領置(差押・記録命令付差押)物件受領書

年 月 日

石川県検税吏員 様

物件受領者

住所又は居所

氏名又は名称

印

領置(差押・記録命令付差押)物件との関係

次の物件について確かに返還を受けました。

犯則嫌疑者				
罪名		地方税法違反		
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	摘要

第13号様式（第13条関係）

記録媒体交付通知書

年 月 日

様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

㊟

あなたが差押えを受けた次の電磁的記録に係る記録媒体について、留置の必要がなくなったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の18第1項の規定により記録媒体を交付します。

犯則嫌疑者		地方税法違反		
罪名		地方税法違反		
番号	記録媒体の 品名又は名称	数量又は個数	記録された電磁的記録	摘要

第14号様式(第13条関係)

電磁的記録複写許可通知書

年 月 日

様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員



あなたが差押えを受けた次の電磁的記録に係る記録媒体について、留置の必要がなくなったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の18第1項の規定により電磁的記録の複写を許可します。

犯則嫌疑者		地方税法違反		
罪名				
番号	記録媒体の 品名又は名称	数量又は個数	記録された電磁的記録	摘要

第15号様式（第14条関係）

鑑定に係る許可状請求書	
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所
	氏名又は名称
	職業
	年齢
罪名	
地方税法違反	
犯則事実の要旨	
破壊すべき物件	
鑑定人の氏名及び職業	
有効期間	
7日を超える有効期間を必要とする場合の事由	

上記のとおり地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の19第4項に規定する許可状の交付を請求します。

年 月 日

裁判所裁判官 様

石川県検税吏員

石川県徴税吏員



第16号様式（第14条関係）

鑑定に係る許可状請求決議書		整理番号
許 可 状 請 求 年 月 日	年 月 日	許 可 状 交 付 年 月 日
担当検税吏員 所属、職名及び氏名		年 月 日
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
許可状を必要とする理由		
破壊すべき物件		
鑑定人の氏名及び職業		
鑑 定 実 施 計 画 の 概 要	1 鑑定に従事する検税吏員の所属、職名及び氏名 2 鑑定開始日時及び鑑定期間 3 その他	

第17号様式(第15条関係)

搜索証明書請求書

年 月 日

石川県検税吏員 様

住所又は居所
氏名又は名称
搜索対象との関係

印

次のとおり、搜索を受けたが証拠物及び没収すべき物件がなかったことの証明を求めます。

犯則嫌疑者	
罪名	地方税法違反
実施場所	
実施日時	
搜索をした身体、物件又は場所	

搜索証明書

年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 様

石川県検税吏員
石川県徴税吏員

印

上記のとおり搜索をしましたが、証拠物及び没収すべき物件がなかったことを証明します。

備考 この請求書は、正副2通を作成させ、正本に証明を行い、請求者に交付するとともに、副本を控えとして
搜索調書とともに保管すること。

第18号様式（第16条関係）

質問調書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
罪名		地方税法違反
被 質 問 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
	犯則嫌疑者との関係	
実施場所		
開始日時		
終了日時		
答弁の要領		

被質問者

㊟

被質問者は当職の質問に対して任意答弁したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の24第1項の規定によりこの調書を作成し、被質問者に閲覧させ、又は読み聞かせたところ誤りが無いことを申し立て、署名押印した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

㊟

第19号様式(第16条関係)

検査調書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
罪名		地方税法違反
検査の目的		
実施場所		
開始日時		
終了日時		
検査をした 物件、帳簿及び書類 の品名又は名称 及び数量又は個数		
検査の結果		

上記のとおり検査をしたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の24第2項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員



第20号様式(第16条関係)

領置調書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	罪名	地方税法違反
	領置の目的	
	実施場所	
	実施日時	
任 意 提 出 (置 去) 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
	領置をした物件	別紙領置目録記載のとおり
	領置物件の処置	

上記のとおり任意に提出され、又は置き去られた物件を領置したので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の24第2項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

印

第21号様式(第16条関係)

臨検調書	
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所
	氏名又は名称
罪名 地方税法違反	
許 可 状	交付者
	交付年月日
	提示を受けた者
許可状の交付を受けない場合の理由	
臨検の目的	
実施場所	
開始日時	
終了日時	
臨検の結果	

上記のとおり臨検をしたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の24第3項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

㊟

石川県徴税吏員

立会人

氏名

㊟

区分

備考 立会人の区分欄には、地方税法第22条の14第1項及び第2項に規定する立会人の区分を記載し、当該区分に応じ、生年月日、所属地方団体名その他の区分の判別に必要な事項を余白に記載すること。

第22号様式（第16条関係）

搜索調書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
罪名		地方税法違反
許 可 状	交付者	
	交付年月日	
	提示を受けた者	
許可状の交付を受けない場合の理由		
搜索の目的		
実施場所		
開始日時		
終了日時		
搜索をした身体、物件又は場所		
搜索の結果		

上記のとおり搜索をしたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の24第3項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員
 石川県徴税吏員
 立会人
 氏名
 区分

㊟

㊟

備考 立会人の区分欄には、地方税法第22条の14第1項、第2項及び第4項に規定する立会人の区分を記載し、当該区分に応じ、生年月日、所属地方団体名その他の区分の判別に必要な事項を余白に記載すること。

第23号様式(第16条関係)

差押調書	
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所
	氏名又は名称
罪名	
地方税法違反	
許 可 状	交付者
	交付年月日
	提示を受けた者
許可状の交付を受けない場合の理由	
差押えの目的	
実施場所	
開始日時	
終了日時	
差押えをした物件	
差押えの結果	

上記のとおり差押えをしたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の24第3項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

㊟

立会人

氏名

㊟

区分

備考 立会人の区分欄には、地方税法第22条の14第1項及び第2項に規定する立会人の区分を記載し、当該区分に応じ、生年月日、所属地方団体名その他の区分の判別に必要な事項を余白に記載すること。

第24号様式（第16条関係）

記録命令付差押調書		
犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
罪名		地方税法違反
許 可 状	交付者	
	交付年月日	
	提示を受けた者	
許可状の交付を 受けない場合の理由		
記録命令付差押えの目的		
実施場所		
開始日時		
終了日時		
記録命令付差押え をした電磁的記録		
記録命令付差押えの結果		

上記のとおり記録命令付差押えをしたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の24第3項の規定によりこの調書を作成した。

年 月 日

石川県検税吏員

石川県徴税吏員

立会人

氏名

区分

印

印

備考 立会人の区分欄には、地方税法第22条の14第1項及び第2項に規定する立会人の区分を記載し、当該区分に応じ、生年月日、所属地方団体名その他の区分の判別に必要な事項を余白に記載すること。

第25号様式(第17条関係)

犯則事件調査嘱託書

秘第 号
年 月 日

様

石川 県 知 事

印

地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の25の規定により、次のとおり調査を嘱託しますので、回答願います。

犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	罪名	地方税法違反
	調査を嘱託する事項	
	回答が必要な期日	

第26号様式(第18条、第19条関係)

犯則事件報告書

年 月 日

石川県知事 様

石川県検税吏員
石川県徴税吏員



次のとおり調査を終えたので、関係書類及び物件を添付して報告します。

犯 則 嫌 疑 者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
	罪名	地方税法違反
	犯則事実の概要	
	関係書類	
	物件	
	犯則の心証の有無	
	参考事項	

第27号様式(第20条関係)

通告書

第 号
年 月 日

犯則者

住所又は居所

氏名又は名称

様

石 川 県 知 事

印

調査の結果、犯則の心証が得られたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の28第1項の規定により、次のとおり納付すべきことを通告します。

なお、下記の履行すべき期間にこの通告の内容を履行しない場合には、検察官に告発するので、念のため申し添えます。

罪名	地方税法違反
犯則の心証を得た理由及び犯則についての詳細な事実	
罰金に相当する金額	
没収に該当する物件	
追徴金に相当する金額	
書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用	
履行すべき期間	年 月 日まで
現金の納付場所	別添納付書に記載の場所
物件の納付場所	
摘要	

備考1 履行すべき期間欄には、通常送達されるべき日の翌日から起算して20日を経過する日までの期間を記載すること。

2 摘要欄には、地方税法第22条の28第1項後段の規定を適用する場合その他補足説明が必要な場合における説明事項を記載すること。

第28号様式（第20条関係）

通告書受領証

年 月 日

石川県知事 様

受領者

氏名又は名称

印

次のとおり確かに通告書を受け取りました。

犯則者		
罪名		地方税法違反
通告書	日付	年 月 日
	番号	第 号
使送者		
受取日時		年 月 日 午 時 分

第29号様式(第21条関係)

告発状

第 号
年 月 日

検察庁検察官 様

石 川 県 知 事
石川県検税吏員
石川県徴税吏員

印

印

次のとおり告発します。

犯 則 者	本籍	
	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
罪名	地方税法違反	
該当法条項	地方税法第 条第 項	
告発の理由		
犯則事実の概要		
証拠物件	別紙領置(差押・記録命令付差押)調書記載のとおり	
添付書類	別紙文書目録及び証拠品目録記載のとおり	
参考事項		

- 備考1 この告発状は、告発権者である石川県知事又は石川県検税吏員のいずれかの名において作成すること。
2 参考事項欄には、共犯関係者その他参考となるべき事項を記載すること。

第30号様式（第21条関係）

文書目録					
犯則者					
番号	文書名	ページ数	作成者	被質問者又は供述者	摘要

第31号様式（第21条関係）

証拠品目録					
犯則者					
番号	品名又は名称	数量又は個数	被差押者又は任意提出者の住所又は居所、氏名又は名称	所持者の住所又は居所、氏名又は名称	摘要

第32号様式(第21条関係)

領置(差押・記録命令付差押)物件引継通知書

第 号
年 月 日

物件保管者

様

石 川 県 知 事
石川県検税吏員
石川県徴税吏員

印

印

年 月 日に保管を依頼した次の物件については、事件を 検察庁検察官に告発し、同人に保管証をもって引き継いだので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の30第3項の規定により通知します。

犯則者					
罪名		地方税法違反			
番号	品名又は名称	数量又は個数	封印の方法、 場所及び箇所数	物件所持者の 住所又は居所、 氏名又は名称	摘要

備考 この通知書は、告発権者である石川県知事又は石川県検税吏員のいずれかの名において作成すること。

第33号様式（第21条関係）

告発決議書		整理番号	
犯 則 調 査 終 了 年 月 日	年 月 日	通 告 書 送 付 年 月 日	年 月 日
担 当 検 税 吏 員 所 属、職 名 及 び 氏 名			
犯 則 者	本 籍		
	住 所 又 は 居 所		
	氏 名 又 は 名 称		
	職 業		
	年 齢		
告 発 予 定 年 月 日		年 月 日	
告 発 を 必 要 と す る 理 由			
犯 則 事 件 の 概 要			
検 察 庁 と の 協 議 の 状 況			
摘 要			

第34号様式（第22条関係）

通知書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 様

石川県知事

印

あなたについて地方税法（昭和25年法律第226号）違反の嫌疑により調査しましたが、犯則の心証が得られなかったため、同法第22条の31の規定により通知します。

第35号様式(第22条関係)

領置(差押・記録命令付差押)解除通達書

第 号
年 月 日石川県検税吏員
石川県徴税吏員 様

石 川 県 知 事

印

次の犯則事件に関する領置(差押・記録命令付差押)物件については、調査の結果、犯則の心証を得られなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の31の規定により領置(差押・記録命令付差押)の解除を命ずる。

犯則嫌疑者				
罪名		地方税法違反		
番号	品名又は名称	数量又は個数	物件所持者の住所又は居所、氏名又は名称	摘要

第36号様式（第22条関係）

供託金受取資格証明書

第 号
年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称 様

石川県知事

印

先にあなたが利害関係人である物件を公売に付し、その代金を供託しましたが、犯則の心証を得られなかった
ので、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の12の規定により、あなたに供託金を受け取る資格
があることを証明します。

犯則嫌疑者	
罪名	地方税法違反
領置（差押）場所	
領置（差押）日時	
公売に付した 領置（差押）物件	
物件との関係	
公売代金	
供託所	
供託番号	

第37号様式(第23条関係)

犯則事件経過表

整理番号

担当検税吏員 所属、職名及び氏名		
犯則 (嫌疑) 者	本籍	
	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	職業	
	年齢	
犯則 事実	税目	
	行為年月日	
	内容	
	違反条項	
調 査	着手年月日	
	経過	
	終了年月日	
	犯則の心証の有無	
通告 処分	通告年月日	
	処分内容	
	履行期限	
	履行の有無	
	履行年月日及び履行内容	
司 法 処 分	告発年月日	
	告発者	
	告発状提出先	
	起訴の有無	
	第一審裁判所及び事件番号	
	第一審判決年月日	
	第一審判決内容	
	上訴の有無	
	上訴の経過	
犯則の心証を得ない旨の通知年月日		
摘要		

第38号様式（第23条関係）

犯則事件台帳

年度 _____

番号	犯則（嫌疑）者	犯則税日	調査担当所属	担当検税吏員	調査着手 年 月 日	犯則の心証 の 有 無	通告処分の状況 (通告年月日)	司法処分の状況 (告発年月日)	摘要

備考 この台帳は、年度ごとに完結するものとし、年度末において完結していない事件については、余白にその旨を記載した上で、翌年度の台帳に内容を転記すること。

